

なさっていくつもりなのか、それをあわせてお伺いしたいと。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 特にこの三位一体の改革をという中身を、補助金、交付税、それから地方の財源、税源ですね。この三つについて、今までどおりだとか、反対だとかというだけではだめだと、ここから始まっているわけです。10月に始まったときには、23から始まりました。ところが、具体的に大いに議論しますから、本音で、23で。それがおれも入りたい、あれも入りたいと、入りたいという人をノーとは言えませんので、百三十幾つになったんで、4月に。こうなりますと、やはり議論は相当出てくるのですよ。手を挙げる人はいっぱい出てくるし。具体的な話になりますが、お互いの情報交換から、お互いのいいところを学びながら、それから工夫をして、そして生き残るためにどうするかという、反対運動、抵抗運動よりは提言だと、提案だと。これは1回目も2回目も官邸まで行きましたから。それから自民党であろうと、各省庁であろうと行きましたけれども、具体的な議論をする。議論をして、こうした方がいいというのは、この精神は大変大事なものだというふうに思いますし、その改革派サミットについて今後どうしようかと。ふえ過ぎましたので、その運営等についても、それから三位一体の改革も、麻生プランというふうに税源がまず最初に来ると。しかし、補助金は地方で独自の案で削ってくれとか、全体像は秋以降だと。しかも、最後にまたわかるのは12月以降だなんていう時期がありますから、その時期を見ながら、やはりもう一度はやらなければいけないのではないかと。そして、今後どうするかについても議論をしなければいけないねということは、この間穂坂市長とも話し合ったところであります。

大沼 久委員長 9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 最後に申し上げます。

ぜひこの改革派自治体市町村サミットが、物申すきちっとした機関になるようにご期待申し上げておきたいと思えます。太田、志木、犬山、ニセコ、それからさっき言いました大阪狭山の事例なんかは、かなりおもしろいものがいっぱい、ホームページを開きますと満載です。この間研修に来ていた羽咋市もそうです。そういうふうに取り組んでいる市町村がいっぱいあるということも事実なんですね。長井市もその一角に入っていますが、まだまだやはりこれからも頑張っていかなければいけないということがあります。

ちなみに地方自治経営学会というのがありまして、そこに行くとそういう先進事例の取り組みが二日間にわたって聞けます。私も一昨年行ってきましたが。

この会員でありますと、5,000円で参加できるのですよ。それがいつの間にか補助金の削減で会をやめてしまったんですね、長井市ね。5,000円いたましくて。情けないなと思うのですが、ぜひこれに参加していただいて、会員になっていただいて、研修の一環としてもやっていただくようにしてほしいなと思えますが、それを最後に総務課長の方から答弁いただいて、質問を終わりたいと思えます。

大沼 久委員長 佐藤 仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 負担金の5,000円が惜しくてやめたわけじゃないかとは思いますが、参加するにしても旅費が伴うと。そういったことで、恐らく私が財政課長時代に総務課の方に削っていただいているかもしれませんが、いずれ再度検討させていただきたいというふうに思えます。

大沼 久委員長 次に、順位2番、議席番号11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 おはようございます。

私は、長井市の行財政運営が誤りなく展開できることを祈りながら総括質疑を行います。

2点につきまして、順次質問申し上げますので、明確な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思えます。

質問の第1は、構造改革特区について伺います。過日の一般質問でも伺いましたが、引き続いてお伺いをいたします。

まず、農業委員会事務局長にお伺いをいたします。お聞きするところによりますと、この構造改革特区、正式には「食の安全・安心レインボープラン特区」が、この新聞報道などをされて以来、農業委員会としてもさまざまな会などで検討や協議が展開をされてきたというふうに聞いております。どの機関でどういう検討がなされたのかわかりませんが、農業委員会としての質問事項、あるいは要望など一定まとめられて、市長との話し合いの機会を持たれたということのようですが、その質問、あるいは要望事項とはどういった内容のものなのか、文書があれば提出をいただきたいわけですが、ないとするならばその内容についてお聞かせをいただきたい。

大沼 久委員長 蜂谷 潔農業委員会事務局長。  
蜂谷 潔農業委員会事務局長 お答えいたします。

まず最初の、文書があればというふうなことでございますけれども、これにつきましては、口頭での質問であったというようなことで、文書についてはございません。

それからあと、どの機関でというようなこともあったわけでありまして、これについては、5月23日の市長と運営委員会との懇談会と申しますか、話し合いのときというようなことで思っておりますけれども、委員会の円滑を図るために運営委員会を設置しておりまして、そこでの対応であったというようなことでございます。

その趣旨といたしましては、いろいろな場所で出されましたさまざまな意見等につきまして、

運営委員会として委員会で対応すべく開催したというふうなことでございます。

その内容につきましてでありますけれども、ちょっと前段申し上げますが、市の特区申請を受けまして、農業委員会では長井市の農業について中心的な役割を担っております農業者の特区に対する不安を少しでも解消してくるにはどう対応していったらいいかというふうな、私はそう理解しておるのでありますけれども、そういうようなことで協議を重ねているというふうなことで、その中でいろいろ出されている内容について大きくいろいろあったわけでありまして、3点に絞って申し上げてみたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

一つは、長井市では農地流動化を進め、それから担い手に農地を集積しながら、長井の農業の活性化を図るべく施策を展開してきておられるわけでありまして、その地域に企業が参入した場合に、担い手に農地が集積されなくなるのではないかというふうなことで、担い手優先にすべきではないかというふうな意見があるというふうなことでございます。

それからもう一つについては、レインボー理念であります環境保全型農業、あるいは地産地消というふうな足かせがあるわけでありまして、けれども、基準が明快でなくて、その時々判断で土地利用型農業、主に米づくりというようなことになるかと思えますけれども、そういった企業が参入しやすくなるのではないかというふうな心配が農業者にはあるというふうなことで、したがって、市と特定法人が結ぶ協定書の内容について内部審査だけでなく、外部からの方々も含めて審査会を設置して、点検していく必要があるのではないかというふうな意見もあったというふうなことでございます。

それからもう一つは、企業の参入に当たりまして、特定法人貸付事業に係る協定書の内容6

項目あるわけでありましてけれども、その3番目に地域農業における法人の役割分担に関する事項。今回の申請には申入書というような形になっているんですけども、その5番目にもうたわれてあるわけでありまして、地元農家、営農団体との連携・協調というふうなところがあるわけでありましてけれども、そういったところにおいて、地域農業者とのトラブルのないような形での参入が望まれるというようなことで、地域の雇用を繁栄させる意味からも、改善組合等の同意書的なものが必要じゃないかというふうな、そういったことが出されておったわけでありまして、そういったことを中心にお聞きをしたというようなことでございます。

以上でございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 3点に絞ってということでしたが、お聞きするところによると7項目ぐらいあったんだと。それを今事務局長はまとめられたんだというふうに思いますが。

市長にお伺いいたしますけれども、これら農業委員会として、一定この要望や質問やいろいろあったわけですが、これに対してはどう回答されたのでしょうか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 お答えいたします。

私は、5月10日、父の葬儀では大変お世話になりましたが、その翌日に6時半ぐらいから、農業委員の方も、農業団体の皆さんがプラザに集まって、これも2時間ちょっとお話をしたと思いますね。それを受けてということなんですけれども、さっき言ったように、5月23日、つつじマラソンの後ですが、運営委員会の方と話をしたと。その3点については、担い手優先というのは、それは当然だと。今までそうしてきたし。例えば一緒に、申請が同じ土地に出てきたということであれば、担い手を優先することはそれはそうでしょうと。しかし、

今度で言えば、おらだの菜園にしても、ニュー菜エンにしても、それはこの独自の消費者の皆さんや農業法人、有限会社の皆さんが、担い手さんがやった後に出てきたとか、一緒になったということではないわけですから。しかもニュー菜エンの場合には、転作組合も入っているし、農業者の皆さんも入っているしということですから、そういう場合には、やはり新たに農業をやりたいという方も参入を認めるべきではないかというふうに私は申し上げました。

第2の審査会というのは、あるいは審議会と。これはきのうも若手の皆さんとお話ししたときに、これは農地法で買うとか借りるというのは農家以外にはなかなかできなくてわけですね、今まで。それがNPOなり、新たに農業法人なり、全国的には民間会社、建設会社等もある程度認められるというふうになってきているわけでありまして、その特区について言うと、長井の場合はレインボー特区でありますから、環境保全型農業ということで、環境保全にも配慮をしてと。ニュー菜エンで言えば、ヨークベニマルの50キロぐらいの売れ残りというのですか。これはもうあつという間に50キロぐらいに堆肥化して、やはりそれを中心にしてやると。実験のハウスを持っておりますから、そういった環境保全型農業でやっておられるかどうかということについては、法にのっとって各課がある程度受け取って、あとは各課で相談しますが、そして私も決裁をして、そして今度は、議会の皆さんと議論をして、それから出てきた書類は農業委員会の皆さんにもお知らせをして、なおかつ全員の皆さんの前で出てきたおらだの菜園についても何にしてもご説明をしてもらって、そしてやられるわけなので、これはやはり行政というのは議会制民主主義ということについては、やはり最終的な議決権というのは議会にあるわけですし、農業のことについては農業委員会でも相当法にのっとっておやりになるわけ

+

ですから、新たに屋上屋を重ねるようなことは  
 いらぬのではないかと。

ついでに言うと、地元の皆さんと協調しな  
 ければならないということは大いにそうだろうと  
 思います。しかし、地元の皆さんのご意見も聞  
 くわけですが、改善組合等の同意書ということ  
 になりますと、少数の方が判こを押さないと、  
 同意しないと云ったら、進まなくなりますよ、  
 それは。それはそういうものではないのではな  
 いかと。これはやはり同意書が必要だと、レイ  
 ンボー特区に小泉さんからいただいたものを書  
 いているわけではないわけですから、それは反  
 対される方もいるのかもしれない。今までの既  
 得権もあるかもしれないし、我々をどうしてく  
 れるんだという話にもなるのかもしれない。し  
 かし、理解をしていただくように努力はいたし  
 ますが、最終的には議会の皆さんのご同意を得  
 て、予算等で。農業委員会も十分に話し合うわ  
 けですから、そこでおやりになればいいのでは  
 ないかというふうに申し上げました。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そういう回答をなされ  
 たのだということはわかりました。

そこで、再度農業委員会事務局長にお伺い  
 しますが、この口頭ではって、もう市長から今  
 あったような回答があったですね。これを受け  
 た農業委員会では、終わったと。議会で納得を  
 得ましたというふうになっておりますか。

大沼 久委員長 蜂谷 潔農業委員会事務局長。  
 蜂谷 潔農業委員会事務局長 口頭での回答で  
 農業委員会では理解と納得が得られたかとい  
 うふうなことでございますけれども、これにつ  
 きましては、先ほどもちょっと申し上げた趣旨  
 で開催したというようなことでございますので、  
 農業委員会の対応については今も継続中でご  
 ざいますので、そういうふうに申し上げたい  
 というふうに思います。

以上でございます。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 継続中ということは、  
 実際それがかかってみないとわからないとい  
 うことなのだと理解をしますが、もう少し明確に、  
 ちゃんと理解できたんだというふうに言われ  
 るのかと思っていましたが、そうではないとい  
 うことです。

それで、市長に再度お伺いしますけれども、  
 J Aやまがた置賜長井地区青年部から要望書  
 が出されました。これ一般質問で申し上げ  
 ましたが、その一般質問に対する企画調整課  
 はこういう答弁をされています。要望者対  
 しては、要望を受けました際に、市長から  
 要望に対する回答は出させていたというふう  
 になっているわけです。

私ども、その回答の内容はわかりませんので、  
 なおお聞かせをいただきたいと。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 農協青年部の皆さんのその最  
 後のところなんですね。最初のところは、も  
 うレインボーのあり方について議論があっ  
 て、むしろ市の方に対する質問なんていう  
 のはなかったようなところが1時間ぐら  
 い続いたんですよ。最後に農協青年部の  
 皆さんが要望書というか、そういう形で、  
 それはそういう話は聞いておりません  
 でしたけれどもお出しになりました。企  
 業参入に対する反対をすると、こういう  
 話でありますから、これについて十分に  
 4月15日号の広報でも申し上げたよ  
 うに、これからはレインボープランを  
 軸とした環境保全型農業をやるし、農  
 業の活性化もしなければいけないと。  
 後継者不足の解消、安全・安心な農産  
 物づくりのために、営農ボランティア  
 として消費者が出るということもある  
 し、それから参入したいという方が、  
 これはやはりしっかりと吟味をして、  
 やらせていただきますよと。ただし、  
 今までのように、今までの農業者の  
 皆さんをないがしろにするとか、  
 そういうことではありませんよと、そ

ういうふうに申し上げました。そして、個々具体的に一つ一つ吟味をしていきたいと思いますよというふうに申し上げて、そのときはそう申し上げたと思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そうなんですね。そういうお話をしたわけです。5月10日だと思いますけれど。それを受けて、そういう市長の考え方を披瀝をされて、その結果、農協青年部の方たちは納得されたのでしょうか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 それは個々の皆さんのご判断だろうと思いますよ。だんだんだんだん納得していただいている方もいらっしゃるけれど、いや、まだまだという方もいらっしゃるのかもしれない。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 私、感じるのは、いろいろ農業委員会であったり、あるいは農協の長井地区の青年部であったり、それぞれ話し合いが持たれているわけですが、残念ながら今日の状況は、そういうことを踏まえながらも、この理解と納得というのはなかなか得られていないと。これが実態だと、こう思います。

これはちょっと私は不幸なことだなと思うのです。特に、先ほどお話ありましたけれども、地域の農業団体であるとか農業者、そこと協調してやっていくのですよというふうに言っているにもかかわらず、まず担い手ですよね。担い手の皆さんや、それから農業委員会、農地法の業務をつかさどっている皆さんの理解と納得が得られない。こういう中で進んでいくということには、私はちょっと疑問符を感じるわけです。

この理解と納得を得るための対応というのが、どういうふうになされようとしているのか。新聞報道を読むと、きのうもお話し合いがされたというふうに聞いていますけれども、その考え方は市長、どう考えておられますか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 それはお互いに話をしながら、納得できるところは私は理解は進んでいる部分はあると思います。論点を整理すると、一つはやはり新たな審議会をつくらなければいけないということ、改善組合等の同意書がなければだめだと、こういうことにこだわられれば、それは議会制民主主義ですから、最終的には提案権は行政当局が議会の皆さんや農業委員会にさせていただいて、市民から選んでいただいた人がやるわけだから、新たに生産者のあれを入れて、議会の上にノーと言えるようなものを置くとかということではできませんよと。これは法律制度制度上の問題ですよということを申し上げておりますし、わかったという方も、そのことについてはわかったと。しかし、企業が参入するについては絶対反対だという方もいらっしゃるのかもしれない。なかなかそれは努力はいたしますよ。これからも話し合いで努力はいたしますが、理解していただく、いただけるまで前に進まないということは、現代はそうはいきませんから、やはりある程度過半数の皆さんがよしと。これは特に特区という法律ですからね。農地法の特例という法律ですから、それにしっかり対応して、公平に提案をし、参入を認めていくということを私は実行しなければいけないと思っております。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 市長は努力はすると、理解を得るために。しかし、理解と納得が得られなくても、それは例えば議会、きょうの予算委員会、そして農業委員会でそれぞれ決まれば進んでいくのだということですね。では、その努力というのは一体何だと。どこまでどうするんだというところがわからなくなるわけですが、市長がその努力をするということは、具体的にはどういうことなのか。単に話し合いをしてくれと言われればするということ、

+

それだけですか。能動的に市長側から何かするということではないのですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 お話し合いには常に応じると。私も時間をなるべくとると、そういうお話し合いがあったときには。それが努力ですよ、それは。それから、議会もそうですが、もちろん全会一致といけば一番いいわけですが、やはりある程度期日、タイムリミットというのはあるわけですから、そういったもので過半数の皆さんのサインが得られれば、それはやはり実践していかなければいけない、実行していかなければいけないというふうに思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 その努力というのはするが、理解と納得が得られなくても進めていく。これはますます混乱をするのではないかと、私はこう感じます。

そこで、今回は私ども議会も判断を求められているわけですから、そのことについてお聞きをしたいと思います。

議案第46号で提案をされている構造改革特区農地賃貸借料、あるいは園芸産地拡大強化支援事業費補助金7,459万6,000円のうち、5,755万5,000円、この内容についてです。

一般質問でも申し上げましたが、私はこのことを審査するには、二つの課題が明らかにならないと判断できないのではないかと考えています。一つは、一般質問でも申し上げましたけれども、市の責任、この所在を明確にすること。二つは、農業への企業参入への市の考え方を明確にすることというふうに思っています。これは市長はどういうふうに整理をされていますか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 それは市の責任についても一般質問でお答えをした、企画調整課長もお答えをしたとおりだと思います。企業参入についてのご説明もさせていただいたと思っております。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 それで、お聞きをしたわけですが、この市の責任というふうなところについて私も取り上げさせていただきました。その答弁ではこういふに言っています。協定書とは、この市の責任というふうなことについては、貸す方と市と借りる方とあるわけですが、この3者のことについては、一つは市と借りる方は協定書、それからもう一つ、貸す方と市の間では、農地所有者と市との間で契約をすることで明確にしていくのだというふうなお話があったわけですよ。同時に、ちょっと私気になったんですが、農地の所有者も、その農地がどういう使われ方をするのか、そして使用する企業等の状況も知っているはずだから、最悪の場合のリスクもあるということで判断していただいた上でのごことであると考えており、どういう条件で地権者が同意していただけるかが基本となるというふうに答えられているわけですね、企画調整課長。だとすると、今回のこの案件にかかる一つは協定書、それからもう一つは地権者と市との間で交わされた契約書、これがやはり担保になるんだと思うんです。これをお示しいただきたいと思いますが、市長、いかがですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 これは個別具体的に、今、おらだの菜園とかニュー菜エンについては、これから農業委員会で説明をいただいて、全員協議会の皆さんに。さらに25日、3条についての議論をしていただくわけでありますから、そちらの方に出示していただきたいというふうに思います。その後にはさせていただきたい。ただ、一般的なひな形みたいなものでありましたら、それはこういった協定書とか契約書等のあれについては出せると思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そういうふうにならな

いと思うんですね。私、今回どうも順序がわからなくなるときがあるのですけれども、今回、先ほど申し上げましたように、構造改革特区にかかる農地賃借料、これは二つありますけれども、一方の方は、私、問題にしていません。それと、園芸産地拡大支援事業費補助金、この関係があるのです。これを私ども市議会が、この予算委員会場できょう審議をすると判断をしなければならぬ。だとすると、冒頭申し上げたように、二つのわからないところがあるから、そこは明確にしてほしいというふうに求めているわけです。それは、25日の農業委員会が終わってからでないで提示できないなどということであれば、きょう、私どもはここで審議できないということになるのですよ。どうですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 わかりました。では出しましよう。

11番 高橋孝夫委員 すぐ出していただけます。これはロスタイムですか。

大沼 久委員長 ここで暫時休憩いたします。

では、資料の提出、よろしくをお願いします。

午前 11時42分 休憩

午後 0時00分 再開

大沼 久委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

ただいま配付の資料について、梅津和土農林課長より説明をさせますので、資料の確認をお願いいたします。

梅津和土農林課長。

まず最初に、ちゃんと資料が何ぼあるかちょっと確認してください。

梅津和土農林課長 ただいま配付させていただきました資料について説明させていただきます。時間もありませんので、2部資料を配付したと

思います。一つは表題だけお読みしますけれども、「食の安全・安心レインボープラン特区協定書」というのが一つあると思います。これが3枚。よろしいでしょうか。

次に、農地賃貸借契約書。これにつきましては、3枚ですね。

大沼 久委員長 資料は3枚、3枚ですか。

梅津和土農林課長 はい。ということで、この二つの資料を提出させていただきました。

以上でございます。

大沼 久委員長 皆さんのところに資料が2部配付になりましたので、それを確認いたします。全部配付になりましたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 それでは、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時05分 再開

+

大沼 久委員長 休憩前に復し、午前に引き続き、会議を再開いたします。

午前に二種類の資料と、ただいま特定法人の特定事業経過の基本方針の資料と、計3部配付してありますが、お手元でございますか。

(「はい」という呼ぶ者あり)

大沼 久委員長 それでは、高橋孝夫委員の質疑を続行いたします。

11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 資料をいただきましてありがとうございました。

それで、きょう初めていただいたわけで、この協定書、それから農地賃貸借契約書、それぞれいただいたわけですが、この中で、私が今般問題をしているところの解決策というのはどこ

に触れられているのか、農林課長、お聞かせを  
 いただきたいと思います。

大沼 久委員長 梅津和土農林課長。

梅津和土農林課長 お答えいたします。

まず、協定書ですけれども、協定書の欄では、  
 2枚目の第5条、協定に違反した場合の措置に  
 関する事項でございますが、その中で、高橋委  
 員の質問の趣旨によりますと、第4項になると  
 思います。原状回復返還ということでございま  
 す。

それからさらに、もう一つの資料であります  
 農地賃貸借契約書でご説明申し上げますと、第  
 7条、2枚目をお開きください。第7条の5項、  
 これにつきましては、5項の一番下の欄ですけ  
 れども、丙以外のものの権利の設定をすること  
 はできない、これはどういう意味かといえます  
 と、抵当権とか、そういうものを勝手に設定し  
 てはならないという意味で、企業に対してそこ  
 を守るようにというようなことでございます。

+ それから、同じページの第9条でございます  
 が、第9条の1項、一番右端でございますけれ  
 ども、ここにも目的を原状に回復し返還する  
 というようなことをうたっております。「ただ  
 し」という2行目でございますが、その下の3  
 行目から4行目にかけてでございますけれど  
 も、原状に回復させないで返還を承諾した場  
 合はこの限りでない。ですから、これをどうい  
 うことかと申しますと、地権者の方が、この  
 ままのハウスで私たちが利用しますという  
 ふうなことを承諾した場合はこのままで契  
 約を終わるというようなことでございます。

先ほどの高橋委員の質問に関しては、以上の  
 ようなところでございます。よろしくお願  
 いします。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 今、説明を受けました  
 が、それぞれ原状回復をしなきゃならない  
 のだと、解除をした場合と、それから、この  
 前もあ

りましたけれども、借りた土地に対して、その  
 構築物などで、例えばお金を借りるときに  
 担保にして悪いのだということ。それから、  
 原状回復というのはあるけれども、地主が  
 認めればいいのだというお話だったと思  
 います。それはわかりました。

私は一般質問でもお聞きしましたが、  
 あってはならないことですが、しかし、  
 不幸にしてその参入企業が撤退をせざる  
 を得ない。しかも、力が残っているうちは  
 いいんですけども、私どもも今自己破産  
 などの関係ではいろいろ相談もあるわけ  
 ですが、ほとんど力ないですね。もう何  
 もできないから自己破産するという状態  
 の方が多いわけですね。そうなった場  
 合、ではどうなるのかということになると、  
 これではちょっとわからないですね。原  
 状回復をする力もない。そのときは、間  
 に立った市はどうするのだということをお  
 聞きをしました。そこは市長、どのように  
 考えられますか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

+ 目黒栄樹市長 ハウス等が残ったと。そ  
 してどうしても、あってはならないとい  
 う言い方はおかしいですが、続けられな  
 くなったということは、それを使いなが  
 ら、新しくやっていただける方を探す  
 お手伝いをするということになります  
 と思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 新しくやって  
 いただける方がいいですけども、なか  
 なか私はそうはいかないというふう  
 に思うんですね。そういう最悪の場  
 合といいますが、ということ  
 を今やっておかないと、私は  
 そういうもの、本当に万が一  
 ですよ、こんなの、ない方が  
 いいんです。いいけれども、  
 その際の責任というのを私  
 は明確しておかなきゃなら  
 ないというふうに思います。  
 市は何をするのかということ  
 を明示しておく必要がある  
 と思いますけど、これにつ  
 いては市長どうお考えです  
 か。



大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 日本は自由社会でありますから、建物を建てる、自動車販売会社であろうと、施設であろうと、そういうものを建てる。そしてそういう契約をするわけですが、どうしてもそれができなかった場合にはどうするかというようなときに、やっぱりそれは当事者で話し合うということが大体そうだろうと思いますね。

この場合は、原状回復といっても、コンクリートをあれする、田んぼにまた戻してなんていう話じゃありませんから、せいぜい何というんですか、このパイプのそういうハウスとかということですから、そういったことをやってくださる方をお探しするというのが、市ができることではないかというふうに思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 パイプ、ただするだけでないんです、軽量鉄骨でやるんですよ、これ。そんな簡単ではないのです、これは、私はこれ以上してもしようがないと思いますが、この部分ではね。ただ、私は市が逃げないで、きちっと対応するのだということは、これはその新たな借り主を探すであるとか、あらゆる努力をするのだということをお明言いただいております、ここはいかがですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 申し上げているとおり、法の中では最大限の努力をするということだろうと思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 もう一つの企業参入について、お伺いをします。

この前の答弁では条件をつけてありますよというお話でした。一つは、環境保全型農業に取り組んでもらうと、二つは、レインボーの認証基準に準じた農産物を生産してもらう、三つは、地域の有資源の活用をしてもらう、四つは地域への出荷への取り組みをしていただく。そして、

その上でこれに参入するのは長井市に、事業所があるところなんですよというお話だったわけです。しかし、ちょっとこれでは私は抽象的だなというふうに思います。この条件で、私はきちっと参入するには、これぐらいの数値、これぐらいの目安をクリアしていかなければいけないというところを明確に示すべきだというふうに感じています。例えば、そのレインボープランの29条に準じた農産物を生産をするというふうになってはいますけれども、ぶわあっとしてわかりません。だれがチェックをするのかというところは明確にして、最低、こういう基準ですよというものは示さなきゃいけないのじゃないか。あるいは地域の有資源の活用をする。これはレインボープランのコンポストであるとか、バーク堆肥であるとか、あるいは株式会社マークが生産をしている、開発をされたその産業廃棄物である野菜くずなどをこのコンポストにするやつを使うのだという、それだけではないでしょうけれども、ことだと思いますが、しかし、それは例えば、一反歩当たりどれくらい年間投入をするという基準がやっぱり私は必要だと思います。あるいは地域への出荷の取り組みをする、これは生産物のおおむね8割は、地域への出荷をするのだということなどの、やはり一つは数値化をきちっとしていくこと。

それからもう一つは、このレインボープランの特区の協定書を見てみますと、報告義務と、それから立入調査があります。しかし、これらは、市のどの機関がするのか、私はわかりませんけれど、ここにやっぱり権限を持たせるということなどが必要になってくると思います。チェックをきちっとできるという体制をつくらなければ、私は野放図になってしまうのではないかという不安を持つわけですが、これに対しては、市長はどういう見解をお持ちですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 この3番目の特定事業経営の基

+

本方針から取り組み計画、具体的な数字等も挙げて具体的にやっておりますから、こういった、これで十分なんじゃないですかと、私は思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 これはニュー菜エンがこういうことでやりますよという計画ですよ。そうじゃなくて、私は、今回ニュー菜エンは初めてのケースです。おらだの菜園ありますけど、それは私、違う、今回は問題にしていませんから、ニュー菜エンの基準なんですよ。やろうとしている計画なんです、これが。そうじゃなくて、これから企業参入、このニュー菜エンも含めてですよ、される場合の、参入するにはクリアしなければならない数値というものは明確にして、それをやっぱりきちっと守ってもらうということが必要だと思うんです。農家の皆さんも含めて心配しておられるのは、使ったからいいでしょうと、レインボープラン、コンポストを持ってきて、使っているからいいでしょうということでないでしょうということをしきりに心配していらっしゃるわけです。そこはクリアするには、やはりこの部分についてはこれぐらいの数値、これは何割以上という目標がなければ、あるいは設定がなければ、野放図になっていきはしないかということを心配していらっしゃるわけで、ここについてはぜひ必要と思うんです。これでいいのでなくて、このニュー菜エンのことを聞いているのではないのですから、もう一度お答えいただきたい。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 ニュー菜エンのことが、一つのやっぱり先例になってくると思いますよ、それは。しかし、認証の基準で、青認証とか、赤認証とかってレインボー組織協議会だやっていますけれども、それはするかしないかは、それは協議会でやりますが、何ですか、それでだめだという話じゃないわけですから。やっぱり

なるべく有機農業を広げていきたいと、環境保全型農業を広げていきたいということですから、このイチゴ以外のものになったら、やっぱりケースバイケースでこの環境保全型農業に適合するかどうか、その計画書もよく数字を出していただいて、そして吟味をしていくということになると思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 作物によって、その堆肥をどれぐらい要るか、それは確かに違うんですよ。違うけれども、そうじゃないでしょう。これぐらいの目安はやっぱり示して、そうでなければ長井市の特区とはいえども、企業の農地参入についてはだめですよと。これぐらいは最低限やってください、携帯電話は議場に持ち込まないことにしていますから、よろしくお願ひしたいと思いますが、そういうことが必要なだと、私は思うのですよ。それは、きちっと示していかないと、心配事は解消されないと思うんですよ。そこはどうですか、もう一度お願いします。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 そここがやっぱり高橋さんのように、社会主義を信奉なさる方なのかなぐらい。官が基準をつけて、それでなきゃ許可しないとか何とかというたぐいの話じゃないでしょうって、これは。それは、これから環境保全型農業をさらに、今までよりもさらに進めなきゃいけないと、そういうときに計画を出していただきながら、それをやっぱりイチゴについて言えば、こういうのがありますから、もう少し使っていただけるようにとか、そういうふうにしていかなければ、私はやっぱり前に進まないだろうと思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 環境保全型農業といってもぶわあっとしているんですよ。それを旗印にして今回のこのレインボープラン特区の、こ

れから企業などの株式会社の農地参入への道を開くことになってはいけないという思いで心配しておられるわけですよ。そこには当然にして、ねらいであるレインボープラン特区ですから、それなりの目安とする数値を示すべきというふうに私は思いますが、どうですか。何か小泉さんと野党の答弁で、何回も同じことを聞くから何回もというかもしれませんが、そうではなく、答弁をしてください。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 私は自分が言っていることが正しいと小泉さんがそう思っているかもしれませんが、それはこれからやっぱり環境保全型農業をどんどん進めるわけでしょう。例えばニュー菜エンさんもなかなかやっぱり頑張っているんじゃないかと思えますよ。ヨークベニマルでの食べ残しというか、売れないものを土に還元していくんだと、だから、家庭の生ごみだけではなく、この営業用の生ごみにも道を開いてきているわけです。そういうものをやっぱりまずやってみると。さっきの蒲生委員の話じゃないですが、やっぱりここからやってみると、これをおやりになるところが、やっぱりぎりぎり、こういうふうに数字を出しているから、やっぱりこういうふうにするんだという、ある意味ではちゃんとお約束になっているわけですから、やっぱりそういうのを一つ一つ見ていくということになるかと思えます。こっちが基準を決めて、こうでなきゃだめだなんていう話は社会主義だと私は思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 社会主義ではありません、そんなのは。こんなことで怒っていても。

それで、一つ一つ見ていくとおっしゃいましたけれども、一つ一つ判断するのはケースバイケースではないんです。一つ一つ判断をするためにも、その計画を見ていく際にも、判断をする尺度が必要だと、私は申し上げている。それ

はつくっておくのが当たり前でしょう。そうじゃないんですか。どういう判断するんですか。そのケースバイケースで判断するんですか。そんなことにはならないから、私は言っているし、農業者の皆さんは心配しているから申し上げているんです。もう一度だけお答えをいただきます。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 有機農業といっても、それはもう家庭の生ごみもあれば、営業用の生ごみもあれば、それは伐採木も出てくれば、あるいはこの畜産堆肥もあれば、こういったものでいるとあるわけですよ、これから。そして、そういうものを土に返して、長井の農産物というのは、やっぱり安全、安心な優良な化学肥料に冒されるのが少ないこの土の中から生まれてくるんだというのをこれから広めていかなきゃいけないわけですから、やっぱりそれはそういうふうにどんどん使っていただけるように、なるべくやっぱり前進するようにと、こういうふうに申し上げますが、ここはこうだなんていうのは認証基準のあれとは違う話だと私は思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 あのね、そういうことでは、私はないと思うんです。ですから、示されているこの四つの条件と、長井市に事業所があるとは別ですよ。この四つの条件は少なくとも についてはこう、 についてはこう、 についてはこうですよというのが当然にしてなければ、これは、私は将来大変なことになってしまいはしないかということをお心配しているんです。どうしてもそうする気がないということですから、私は納得できませんが、もう時間もありませんから、この項については終わりたいと思います。

企業参入についても一つお伺いをします。

この今回の補正予算では、県のメニューである園芸産地拡大強化事業費、支援事業費補助金、

+

7,469万6,000円、これを三つの法人が対象になっていると、今回は。今回はですよ。その配分額はニュー菜エンが5,755万5,000円、トマト生産組合が1,415万4,000円、柿生産組合が288万7,000円ということになっているわけです。もちろんそれぞれの計画によって、この補助金の額の多寡というのは決定をされると。特に事業費の2分の1補助というふうなこともあって、このような結果になっているというふうに思うわけですが、私はちょっと不思議なんです。

私は農業への企業参入をこの間制限をしてきたという大きな理由というのは、この膨大な資金量を有する企業が、その資金力に任せて農地を取得をしたりして、農業を展開をするおそれがあり、それでは、既存の農家が太刀打ちできないということで、これらの措置がこれまでとられてきたと考えています。その意味でいえば、今回のこの補助金の配分はどうなのでしょう。まさに資金量のある法人が、今回の補助金額全体の75%を占めるということになって、本当に頑張って事業展開をしたいというふうに農業者が考えていても、自己資金がままならず、なかなか実施できないという農家もいるわけです。補助金は幾ら申請あれば全部認められるものではないことはご案内のとおりです。それを今回のように、参入をする企業が占めていくと、こういうふうなことになるとするならば、一般の農業者はどうなのかというところは、私は非常におかしいと思います。この企業参入をこの間防止をしてきたというこの間の施策の意図からいっても、今回のものはおかしいなと感じています。県がもちろん認めたことでありますから、市はトンネルするだけだというふうになるのかもかもしれませんが、しかし、これに関して市はどういう見解をお持ちなのか、矛盾を感じられないのか、お聞かせをいただきたい。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 これは県も畑作振興、山形県も

ですね、しっかりと審査をなさって、例えば小国町や米沢市では、それに対象にならなかったわけですよ。長井市は三つの皆さんが名乗りを上げられて、それなりのあれになったと。最高半分ですが、若干少なくなったところもありますが、事業の規模においてですから、最初の二つのところは40%ぐらいというふうに思っていますし、そのニュー菜エンの方は3分の1かな、30%ちょっとかな。それはしっかりと精査をされてなった決定だと私は思っております。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 そういうことをお聞きをしているのではなくて、県が決めたことではあるわけです。しかし、この間なぜ株式会社など企業が農業への参入をできません農地法で縛りをかけてきたかというふうに言うとなると、その理由というのは、その膨大な資金量を持って全部やってしまう、そうすれば、零細の、あるいは個人のその農家は成り立っていかないというところから、この農地法の趣旨というのはあったと思うんですよ、私は。それを今回変えていこうと、参入の道を開こうというふうに行っているわけですが、しかし、これまでこういうふうなことはやっぱり許してはならないということがあってしてきたわけです。そのことからいって、今回のこの、私はたまたま補助金の額で言っていますけれど、こういうことがこれからも続くとする、一般の農業者、まじめに個人で、あるいは生産組合などもつくって頑張っていこうというふうにも考えていても、しかし、自己資金がなかなかままならない。そういう事業者は一体どうなるのか、ここに今回のこの補助金のところですけども、矛盾は生じないかということをお聞きしているんです。その県が決めて、3割だとか何割が妥当だということではなくて、畑作振興だから妥当だということではなくて、そういう今までの法の趣旨から見ても、こういうことが起こる、これからとい

うことに対してどういう見解をお持ちか、それぞれの農業者はどうすればいいのか、そこはどのような考え方をお持ちなのか、お聞かせをいただきたいと申し上げます。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 これは皆さんが、特に県の皆さんは、山形県はこれからは畑作振興をしていくんだと。そして、なるべくこの地域農業を活性化していくんだというので、手を挙げられたものをしっかりと審査をされて、そしておのおのそれはいろいろと説明されたと思いますが、こうなった結果ですから、それは受け入れていかなければいけないというふうに思います。

それから、そういう時代になったという面です。昔はこうだったという話は、もうそろそろ違うのではないかとこのように思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 市長流に言わせれば、そういう時代になったのだと。だから、むしろ農業であっても競争の原理でやっていくということになるのかなと思います。しかし、申し上げましたように、今回このようなことが如実に出ているわけですが、これが契機となって、これからは無原則に企業の参入に道筋をつけるものなのではないかということは、本当に心配をしているわけです。そうやってほしくない。今回は、ニュー菜エンの場合は、この特区の初めてのケースです。NPO、私は南高校のところの話はしていませんから。おらだの菜園の話は別ですよ。これに限って申し上げますが、これは初のケースです。全部これが前例になる、目黒市長は嫌いでしょうけど、前例は。しかし、先例になってしまうということは、極めて私は大きな意味を持つというふうに思っています。ですからこそ、一つは数値を、きちっとやっぱり目標を設定をして、それはやっぱりクリアをしていただくというふうな、この一定の考え方を示していくこと。

それからもう一つは、先ほど来冒頭で言われていますけれども、農業団体あるいは地元の同意というものをきちっと得ていくということが、最大限これは歯止め策として、私は必要だというふうに思っています。特にこのレインボープラン特区の協定書の中の3条の第1を見ましても、特定法人は地域農業の担い手の一員としての自覚を持って、地域農業者との調和を第一に農業に取り組むのだというふうになっているわけです。だとするならば、少なくともその地域の例えば農業団体であるとか、地元の同意であるとか、ここは最低限得ていくということがなければ、これはスタートしてはいけないことではないのかと、私は思います。ここは、早急に着手して、そういうふうにするお考えはありますか。このまま何もしないで進んでいくのですか、どちらですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 5月13日の懇談会の中でも、地元の農業委員の皆さんは、農業委員の皆さんは地元からも出ていらっしゃるから、お聞きをしました。全くの地元でないというけど、同じ地域の方ですよ。その皆さんは、それはやっぱりある意味では、歓迎しているんだと、別に問題はないのだというふうに言っているわけですが、このニュー菜エンについても、それはやっぱり地元の皆さんの声はしっかり聞いていきますよ、これは。しかし、同意書ということになると、一人及び少数が絶対反対だ、判を押さないから同意書が出てこない、というふうな拒否権を持つなんていうことにはならないというんですよ、これは。それはそうじゃないと。それから、審査をするのもやっぱり行政もしっかりと公平にやりますし、農業委員会でもしっかりと審査をするわけですから、屋上屋を重ねるなんていう、そういうことにはならないよということを何度か申し上げてまいりましたし、理解をしていただける方はふえてき

+

ていると私は思います。

大沼 久委員長 11番、高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 地元は問題ない、声は聞いていく、そして、長井市は今回の特区、無原則ではないレインボープラン特区ですよ。いいことを進めるんですよ。問題ないとすれば、同意書は当然にしてもらえないではないですか。そういうことを通じて、今回のこの特区の趣旨であるとか、これからの農業であるとか、担い手をどうするのだということを含めて議論をしようのことが大切なのではないのですか。そのためにもその担い手の一員としての自覚が特定法人には求められているわけです。現に、調和を第一にするというふうなことになるとするならば、そこで、例えば少数でもあってもだめというふうなことになるとするならば、それはだめな人は考え方を改めていただく、見方を変えていただく、趣旨を理解していただくということを通じて合意してもらおう努力を得ながら、この事業そのものは進めていくという、そういうことが必要なのではないですか。声は聞くけれども、しかし、同意書を徴することはできない。それは反対があるとできないという足かせになるからだ。これではちょっと矛盾だと思いますよ、私は。そうではなくて、きちっとこの目的にも明示をしていることを実践をする意味でも、農業委員会などがこの求めている地域の、例えば改善団体であれば改善団体、担い手の団体であれば担い手の団体、そこにやっぱりきちっと認めてもらって、その方が農業の発展のために努力をしていくという姿こそが、この趣旨ではないのですか。そのことを踏まえれば、最低限ここは私は必要だというふうに思います。もう一度、答弁を求めます。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 努力は必要ですよ、もちろん。しかし、同意書がなければ進まないとかということではないでしょうというのが、これは。レイ

ンボー特区という、この農地法の特例区の法律なんですよ。しっかりと審査をしていかなきゃいけない、一つ一つ地域の皆さんと話し合っていかなきゃいけない。しかし、どうしても反対だから、一人が反対だから、少数が反対だから、ここはできなくなったというものではないのです、これは。法のもとに平等なんです。そこはしっかりとわかっていただかなきゃいけない。その屋上屋を重ねたり、必要でないものを必要にするから、難しくなってどんどん進まなくなって、改革ができなくなっていくということになりませんか。私は高橋さんの政治姿勢はそうだと私は思っていますから、そうじゃない、やっぱりスピードを上げてまずやってみようというふうにしなければいけないと思います。

大沼 久委員長 高橋孝夫委員。

11番 高橋孝夫委員 政治姿勢の問題で議論しているわけではありません。極めて必要なこと、単純なこと、それからみずから言っていることの実践を求めているのです。そのことをすり変えないでいただきたいと思います。

これは、まずやってみようとおっしゃいましたがけれども、まずやってみて、じゃ、問題が起きたからチャラにするという、そういうことでもありませんよ。極めて大きな問題を内包しているから、だから、こういう形で質問を申し上げているんです。違いがあるからこそ質問も申し上げているんです。残念ながら答えていただけませんでしたけれども、しかし、このままでは私はいけないと思います。本当に、ぴしっとやるとするならば、それなりの手順を踏む、これが改革の手順でしょう。そのことを私はもう一度市長に考えていただきたいと思います。その意味で、やっぱり努力すると言っているわけですから、それは必要なことはちゃんと手順を踏んでやりますということは、きょうもう一度見解を伺いたいと思いますが、いかがですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 努力はするんですけど、でも、あなたが言うような手順とは違いますよと、私はお答えをしているんです。それは改革というのはそういうものですよ。皆さんの法にのっとって公平に、公正にやっぱりまず一步を踏み出してみると。そして不都合なところがあれば、それは少しずつ修正しながらも前に進むということをしなければ、全然進まないということになりませんか、私はそう思っていますから、お答えをしていっているわけです。

大沼 久委員長 高橋孝夫委員。

高橋孝夫委員に申し上げます。

11番 高橋孝夫委員 もう終わります。公正、公平に、言葉では確かにいいことです。しかし、この進め方は公平、公正ではありません。このことを申し上げておきたいと思います。

あと、商工観光課長、大変すみません。通告をしておりましたが、この課題については、9月の決算委員会にさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。終わります。

大沼 久委員長 次に、順位3番、議席番号15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 私は自治体におけるアウトソーシングについて質問を行いたいと思います。

初めに、市長にお尋ねをいたします。国の行政改革の一環として、昨年6月、地方自治法を改正して、公立図書館や公民館などの公の施設の管理を館長業務を含めた全面的な民間委託が、民間の株式会社にも委託できるようにしたわけですが、このことについて、市長はどのような見解をお持ちですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 基本的にはやっぱり民間でできることはなるべく民間でやっていただくと。責任も含めてなのか、業務なのか、共同調理場等についてはやっぱり業務でしたけれどもね。あるいはそういうことは、今後必要なものだと

思っております。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 私はこの株式会社というのは、株主の利益配当を主要な目的として設立されたものだというふうに思うんですが、こうした会社に市民の税金でつくられた施設の管理をゆだねたり、あるいは自治体から支払われる委託費や住民の皆さんからいただく利用料金などから利益を上げる機会を市として提供するというのを、そういうことを意味すると思うんですが、こういうことについてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 株式会社の利益を上げられる、社会的にね。その納めていただく税金で相当程度賄っているんじゃないですか、この社会というのは。そういうことをしっかり見て、株式会社が悪だなんていうふうに思ったら、この豊かな日本は、あるいはその豊かな世界はとてとても維持できないわけでありますから、やっぱりそういうものも民間でできることはなるべく民間でして、どうしても行政でというところは、この行政にやっていくと。そして皆さんからいただいた税金を有効に使うというふうな方法が私は正しいと思っています。

大沼 久委員長 15番、藤原民夫委員。

15番 藤原民夫委員 私は株式会社が悪だなんということを一切言っていないんですよ。株式会社はそういうふうな目的として、そもそも設立されたんだというふうなことで、しかし、この住民の皆さんからいただく、この利用料金は、あるいはこの市の経費、これが利益を上げる機会を提供するということはどうかというふうなことを言っているの、しかも、あらゆる会社にこれが適用するのでなくて、どういうふうな形でこの契約が成り立つかでありますけれども、一部の会社にそういうふうなことになるというふうなことの矛盾をお聞きしているのでありま